

小平市立小平第五小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立つ。そのうえで教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」を徹底し、解決に向けて取組むために「小平第五小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(1) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法第2条」より抜粋)

「いじめ」とは当該児童等と一定の人間関係ある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題に対する本校の基本姿勢と取組

①教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題の適切な対応について個々の教職員の鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるために国が作成したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストを学期ごとに実施する。また組織的、継続的な取組により速やかに解決を図り、解決後も注意深く状況を見守る組織を作る。

②安心・安全な学校風土を醸成する

全ての児童を対象に 児童が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童への声掛け、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。(発達指示的生徒指導)

③課題未然防止教育

学校と家庭が連携していじめの未然防止をすすめる。状況にかかわらず、いじめを課題解決の手段にしないことを徹底的に指導し、「いじめはどんな理由があっても許されることではない」と誰もが言い切れる学校風土をつくる。また、併せて情報モラル、SOSの出し方なども指導し、いじめの未然防止に努める。

④保護者・地域・関係機関との連携

年度当初に全ての児童・生徒、保護者、地域に説明するとともに、学校ホームページ等で周知する。また、学校が迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題の解決と対策の推進に取り組む。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校は警察への相談・通報を行い適切な援助を求めるとともに、学校警察連絡協議会の活用や学校・警察連絡員の指定の徹底など警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図る。

2 校内組織

(1) 小平五小いじめ対策委員会の設置

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、保健主任、学年主任、専科主任、養護教諭、スクールカウン

セラーで組織する。ただし、関係する学級担任、教職員は随時参加する。委員会は月に1度、また、必要に応じて適宜開催することとする。

(2) 小平五小学校サポートチームの活用

小平五小いじめ対策委員会を支援する組織として「小平五小サポートチーム」を活用する。学校経営協議会委員、子ども家庭支援センター職員、児童相談所職員、SSW、民生・主任児童委員、スクールサポーター(小平警察署)で構成する。

3 未然防止

(1) 組織的対応の充実(意義と構成員等は前記)

- ①「小平五小いじめ対策委員会」による組織的対応
- ②「小平五小サポートチーム」による「小平五小いじめ対策委員会」への支援

(2) 教員の指導力の向上

- ①学級担任による問題を抱えた子どもへの積極的な働きかけ
学級担任は日々の言動を注意深く見守り、適切な指導・支援を行う。また、心配な子どもがいる場合は積極的に声をかけ、相談しやすい関係を構築しておく。
- ②いじめに関する研修の実施
教職員に対する校内研修を年3回(学期に1回)実施する。

(3) 道徳教育等の充実

- ①学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、望ましい人間関係を築く力を育む。また、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ②特別活動、体験活動、読書活動などの推進により、共感的に理解できる豊かな情操を養い、子どもが他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③家庭・地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、こどもの豊かな心を育み、自己肯定感や自己有用感を高める取組を推進する。

(4) いじめに関する授業の実施

- ①「いじめ防止教育プログラム」を活用し、子どもたちが主体的にいじめの問題について考え、議論するなど実践的活動に取り組ませる。また、いじめに関する授業を年3回以上実施し、いじめは絶対に許されないという自覚をもてる授業を実施する。また、全学年に「SOSの出し方」についての授業を実施する。
- ②法的観点から実社会との関係について子どもに学ばせるため、社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。その際、可能な限り、弁護士等を活用するなど専門家との連携も図る。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応

- ①子どもへの情報モラルの指導を発達段階に応じ、計画的に行う。高学年では、年1回外部講師を招き、セーフティ教室等で指導する。また、家庭と連携したルール作り等、保護者と協力した指導の徹底を図る。

②五小SNSルールの指導を全学級で行い、学期に一度の生活点検表で振り返る。

4 早期発見

(1) 確実な発見と情報の共有

五小いじめ対策委員会を要として毎週の生活指導夕会では定期的に子どもの情報を共有し、組織的な対応を検討する。転出入や進級・進学にあたっては、いじめの問題に関する指導記録等について適切・確実な引き継ぎや情報提供を行う。

①「ふれあい月間」を通じていじめに関するアンケートを年3回以上実施する。

②「いじめ発見チェックシート」をふれあい月間で活用する。

③スクールカウンセラーによる5年生全員との面談を実施する。

④週1回の生活指導夕会を活用し、教職員の情報共有を図る。

⑤いじめの問題に関する指導記録等についての引継ぎ、情報共有を年度初めや転出入があった際に、確実に実施する。

(2) 保護者・地域との連携

①学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者会等で説明し、協力を仰ぐ。

②全保護者へのスクールカウンセラーの紹介

年度初めの保護者会で、スクールカウンセラーを紹介する。

③学童クラブや児童館との連携

学童クラブと日頃から情報交換を行い、連携体制を整える。

④PTA による児童の見守り

PTAの登下校の見守りで、いじめの兆候等が見られた場合、すぐに情報提供をしてもらうよう、日頃から連携を密にする。

5 早期対応

(1) 「小平五小いじめ対策委員会」を核とした対応

①いじめ対策委員会で情報の共有をし、いじめの事実確認を速やかに行う。校長は確認の結果を小平市教育委員会に報告する。

②事実確認を基に、小平五小いじめ対策委員会で対応の方針を決め、学校全体で対応方針を共有する。また、教職員の役割分担を明確にして対応にあたる。

③学校はいじめを生み出してしまった要因や背景にも目を向け、いじめが発生したメカニズムの分析や事後対応についても組織的に丁寧を実施する。

④いじめが解消されたかについては、小平五小いじめ対策委員会で状況を総合的に検討した上で校長が判断する。また、いじめが解消した後も継続的な指導や支援を行う。

⑤いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

(2) いじめを受けた子ども、いじめを行った子ども、いじめを見た子どもへの対応

①いじめを受けた子どもの安全を確保し、状況を把握する。複数の教職員による校内での見守りや声

かけを行う。また、心身のケアをするために、スクールカウンセラーを活用し、いじめを受けた子どもや保護者の支援を行う。

- ②いじめを受けた子どもの保護者に対し、その日のうちに事実関係を伝えるとともに徹底して守り通すことを伝える。
- ③いじめを行った子どもへ毅然とした態度で指導し、直ちにいじめをやめさせる。併せてその保護者へ迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明し、指導・助言を行う。状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、指導の充実を図る。
- ④勇気をもっていじめを知らせた子どもについて、学校は守り通すことを宣言する。教職員による声かけ、見守りなども行い、いじめを知らせた子どもの安全を確保する取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。
- ⑤いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童・生徒に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。

(3) 小平市教育委員会・関係機関・幼稚園・保育園・中学校との連携

- ①小平市教育委員会には、いじめ発覚時に第一報を行う。その後も経過報告を随時行い、情報共有のもと助言を仰ぎながら、当該児童の指導・支援にあたる。
- ②警察と日常的に情報共有や相談を行い、連絡体制を構築する。
- ③いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断した場合は、直ちに警察に相談、通報を行い、警察や児童相談所等と対応策の協議を実施する。
- ④学校は幼稚園や保育園と連携し、入学前の子どもの情報を把握する。また、進学先である中学校に情報を提供し、いじめが繰り返されることのないようにする。

6 重大事態への対処

- (1) いかなる状況であれ、いじめを受けた子どもに対する心身のケアを第一に考え、組織的に子どもの見守り、保護を行うとともに、いじめの被害者の子どもが一刻も早く回復できる対応をすすめる。
- (2) 当該児童の保護者にはいじめ重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童への支援について方向性を共有できる体制を整える。
- (3) 小平五小サポートチームをはじめ、地域の関係機関と連携して対応する。
- (4) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には学校としても警察への相談・通報を行い、対応を進める。

7 取組の評価・見直し

- (1) 学校評価にも「いじめ防止」に関する項目を設け、当該年度の取組について児童保護者、学校関係者、教職員による評価を行う。
- (2) 上記学校評価及び年度末評価を基に学校いじめ防止基本方針の見直し、改善を行い次年度の方針を策定する。